

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の 一部を改正する法律案の概要

平成23年2月
経済産業省

1. 法律改正の趣旨

新興国を含め一体化するグローバル市場での競争の激化や「高品質・単品売り」から「機器とサービスの組合せ」などの需要の変化に対応していくためには、投資の規模の確保及び「システム売り」等への転換が求められている。他方、国内地域経済が疲弊している中でベンチャー・地域中小企業等に対する支援の重要性はより一層高まっている。

これらを踏まえ、制度面、資金調達面での支援をこれまで以上に進め、国際競争力の強化を目指した民主導の戦略的な産業再編等を促していく。併せて、ベンチャー企業等の成長企業による新事業展開、地域中小企業の体質改善・強化等を後押しする。

2. 法律改正の概要

(1) 事業再編等の重要性を踏まえた制度面、資金調達面等の支援

事業統合の迅速化を図るため、①公正取引委員会との関係強化、②会社法の特例による組織再編手続きの簡素化・多様化を措置。

また、事業再編等を行う事業者に対して、その事業に必要となる「低利」かつ「長期」の資金を供給する制度（ツーステップローン）を創設。

(2) ベンチャー・地域中小企業等支援

ベンチャー、中堅企業等の成長企業への融資に対する債務保証を創設。

また、事業の引継ぎを通じた地域の技術や人材の有効活用を支援（事業の引継ぎを希望する企業どうしの引き合わせ支援等）。

3. 施行期日

公布の日から起算して3ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。